

## 第1章 整備基本計画策定の経緯と目的

## 第1節 計画策定の経緯と目的

### 第1項 計画策定の経緯と目的（図1-1）

多田銀銅山は、兵庫県猪名川町・川西市・宝塚市、大阪府豊能郡能勢町・豊能町・池田市・箕面市一帯の直径約12kmにわたる鉱床群の総称である。このうち猪名川町にある多田銀銅山遺跡銀山地区（以下、銀山地区）は、豊臣秀吉の鉱山開発を経て、江戸時代に幕府が鉱山の管理を行う代官所（役所）が設置され、明治時代まで「銀山町」と呼ばれるなど多田銀銅山の中核であったといえる。

猪名川町教育委員会では銀山地区での遺跡の保存に向けての措置を講じるべく、平成12年度の代官所跡の発掘調査以降、継続的に調査を実施した。これらの調査によって、銀山地区内において採鉱場・選鉱場・製錬場など鉱山での生産過程に関連する遺構、代官所・口固番所<sup>くちがためばんしょ</sup>など、江戸時代の鉱山管理に関連する役所関連遺跡が良好に残され、近世史料等の内容と遺構の規模が一致することも判明した。これらの遺跡の重要性から、平成27年（2015）10月7日付けで、銀山地区のうち、条件の整った範囲が多田銀銅山遺跡として猪名川町では初の国史跡に指定され、平成28年（2016）2月3日には猪名川町が管理団体に指定された。国史跡としては、兵庫県下の鉱山遺跡としては初めての指定であり、猪名川町を代表する文化遺産として、まちづくりや観光等への活用が期待される。

銀山地区では豊臣秀吉に関する「埋蔵金伝説」があり、たびたびテレビや新聞で取り上げられることがあった。この伝説は戦後に大衆紙によって作られたもので、歴史的事実ではない。

また、銀山地区は採鉱場やズリ場まで車で寄り付きやすい場所にあるため、鉱石マニアが民有地に無断で侵入し、盗掘などの不法行為を行う様子をインターネット上で公開する者もいる。

このような課題を受け、本史跡を適切に保存し後世に継承していくため、『史跡多田銀銅山遺跡保存活用計画』（以下、『保存活用計画』という。）を平成30年（2018）3月に策定した。

その『保存活用計画』を受けて、歴史文化を活かしたまちづくりの重要な資源として、その具現化に向けて、史跡多田銀銅山遺跡整備基本計画（以下、『整備基本計画』という。）を策定する。



図1-1 史跡多田銀銅山遺跡整備基本計画策定までのながれ

## 第2項 多田銀銅山遺跡保存活用委員会

「猪名川町多田銀銅山遺跡保存活用委員会」（以下、「保存活用委員会」という。）では、平成28年（2016）2月に制定した「猪名川町多田銀銅山遺跡保存活用委員会設置要綱」に基づき、学識者の意見を徴取した。

本計画の策定は、猪名川町教育委員会が主体となっており、その実務は、外部に作業支援を委託した。また、学識経験者や地元代表から構成される「保存活用委員会」と文化庁文化資源活用課ならびに兵庫県教育委員会事務局文化財課の指導・助言を得て策定作業を進めた。

表1-1 委員の構成

区分	氏名	専門	役職
委員長	坂井 秀弥	文化遺産学 考古学	奈良大学文学部文化財学科教授
副委員長	井澤 英二	鉱床学 鉱山地質学	九州大学名誉教授
委員	高橋 照彦	考古学	大阪大学大学院文学研究科 文化形態論専攻教授
	内田 和伸	整備	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 文化遺産部遺跡整備研究室長
	福井 亘	景観	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 ランドスケープ学研究室准教授
	橋本 光彦	地域代表	銀山自治会
	吉岡 健	地域代表	銀山自治会
	川西 栄治	教育	猪名川町代表小学校長（平成30年度）
	朝井 政弘	教育	猪名川町代表小学校長（令和元年度）
	古東 明子	行政	猪名川町企画総務部長
	橋本 佳之	行政	猪名川町地域振興部長（平成30年度）
	曾野 光司	行政	猪名川町地域振興部長（令和元年度）

任期 平成30年（2018）4月1日～令和2年（2020）3月31日

表1-2 オブザーバー、事務局の構成

区分	氏名	役職
オブザーバー	五島 昌也	文化庁文化資源活用課整備部門文化財調査官
	小川 弦太	兵庫県教育委員会事務局文化財課文化財班主査
事務局	中西 正治	猪名川町教育長
	真田 保典	猪名川町教育部長
	大嶋 武	猪名川町教育委員会事務局教育振興課長
	中野 智宏	猪名川町教育委員会事務局教育振興課社会教育室長
	井上 知香	猪名川町教育委員会事務局教育振興課社会教育室学芸員
	青木 美香	猪名川町教育委員会事務局教育振興課社会教育室学芸員



写真1-1 審議状況（第2回）



写真1-2 審議状況（第3回）

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
現地確認調査						
現況把握と解析及び課題の抽出・整理						
整備の基本方針						
整備基本計画の策定						
開催日	H30.10.22	H31.1.30	H31.3.18	R1.5.10	R1.7.26	R1.9.3

図1-2 審議等の経過

 協議内容

猪名川町多田銀銅山遺跡保存活用委員会設置要綱

平成28年2月9日  
教育委員会要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、猪名川町に所在する国史跡多田銀銅山遺跡の保存活用及び学術的調査について意見を聴取することを目的として設置する猪名川町多田銀銅山遺跡保存活用委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に關して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討する。

- (1) 多田銀銅山遺跡の保存活用に必要な事項に関すること。
- (2) 多田銀銅山遺跡の保存活用に関する基本計画、基本設計、実施設計に関すること。
- (3) 多田銀銅山遺跡の整備と利活用に関すること。
- (4) 多田銀銅山遺跡調査の指導助言に関すること。
- (5) その他教育長が必要とする事項。

2 委員会は、前項に定める協議事項について、教育長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内で組織し、次の各号に定める者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係地域の代表者
- (3) その他教育長が適当と認める者

2 委員会には若干名のオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、やむを得ない理由により委員会を招集することが困難である場合は、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を聴取することをもって、会議に代えることができる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があるときは専門的事項に関し学識経験を有する者、実施機関の職員その他の者に対して、意見若しくは説明又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化財保護に関する事務を所管する課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、平成28年4月1日から施行する。  
(猪名川町多田銀銅山遺跡調査委員会要綱の廃止)
- 2 猪名川町多田銀銅山遺跡調査委員会要綱（平成12年教育委員会要綱第1号）は廃止する。

資料1-1 猪名川町多田銀銅山遺跡保存活用委員会設置要綱

### 第3項 計画の対象範囲

現在の史跡指定地は猪名川町の銀山、広根、白金に点在して分布しているが、江戸時代に「多田銀銅山」として定義された範囲は、現在の兵庫県川西市・宝塚市・猪名川町、大阪府池田市・箕面市・能勢町・豊能町の7市町の東西約12km、南北約10kmにわたる（図1-3）。

また、これまでの各種調査で確認された多田銀銅山関連遺跡は、銀山、広根を中心とする史跡指定地外にも広範囲に及ぶ。『保存活用計画』では、多田銀銅山遺跡銀山地区に「保護すべき範囲」を設定した。これらの範囲は、遺跡の分布が確認されているとともに、史跡地と一体となった環境を形成する地区としても重要な範囲である（図1-4）。

#### (1) 多田銀銅山の概念

多田銀銅山は江戸時代に幕府が鉱山を管理するために附した地域名称ともいえる。その範囲は兵庫県、大阪府の広範囲にわたる。本計画の対象範囲は次項で明示したが、多田銀銅山が文化財として将来的に一带として保存される可能性があるため、多田銀銅山の範囲を示す。

表1-3 多田銀銅山の概念

分類	説明	範囲
A	史跡指定範囲	猪名川町：銀山地区（銀山、広根、白金）
A'	追加指定予定範囲	猪名川町：銀山地区（銀山、広根、白金、南田原、村上）
B	(県内最大範囲)	猪名川町、川西市、宝塚市
C	江戸時代の文書で多田銀銅山として記された範囲	猪名川町：樋ノ上間歩群（肝川）、赤松坑道群（差組）、柿ノ木坑道群（槻並）、猪淵谷坑道群（猪淵）、千軒間歩群（民田）など 川西市：山下町（山下役所付近、下財町）、国崎地区間歩群、多田地区間歩群（埋蔵文化財包蔵地） 宝塚市：多田銀銅山遺跡銀山地区（埋蔵文化財包蔵地）、西谷地区（千本、芝辻新田、長谷、佐曾利など） 大阪府豊能郡能勢町、豊能町、池田市、箕面市

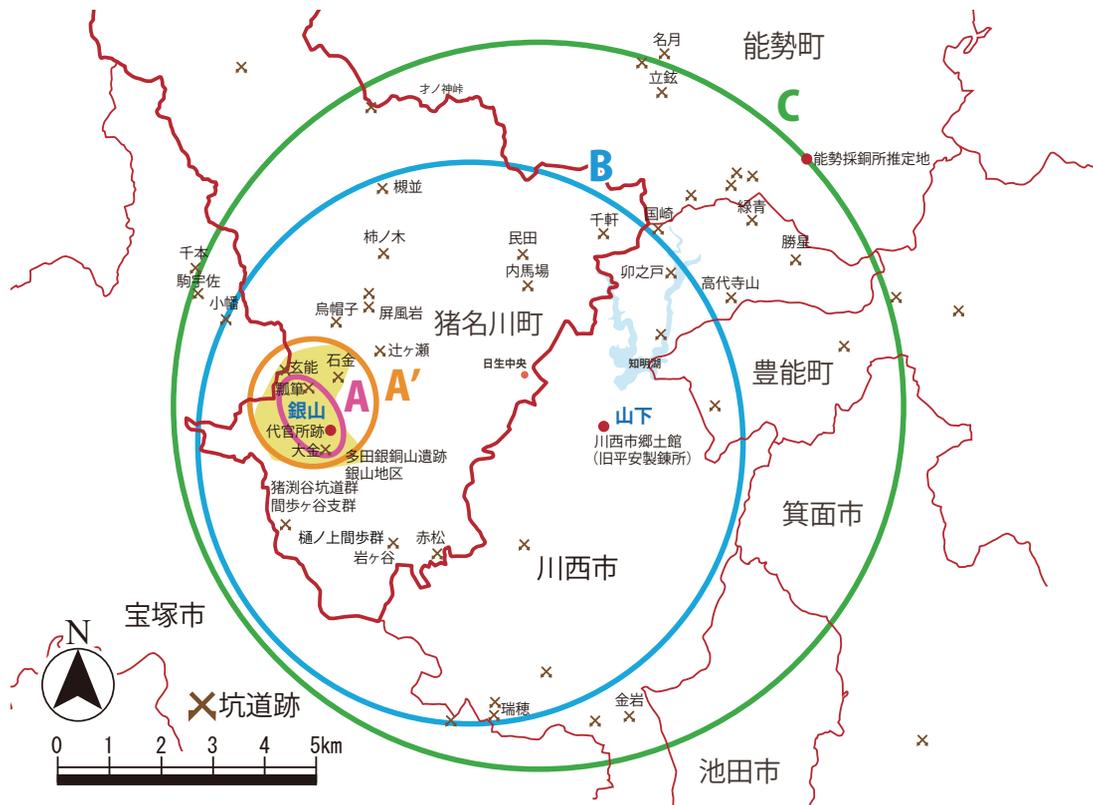


図1-3 多田銀銅山の概念図

(2) 計画の対象範囲

対象範囲は、平成27年(2015)10月7日に国史跡に指定された範囲と『保存活用計画』で設定した「保護すべき範囲」を含めた範囲とする(図1-4)。「活用のための整備」は史跡地周辺も対象とする。

銀山地区：史跡 多田銀銅山遺跡(猪名川町銀山、広根、白金)

追加指定予定範囲：多田銀銅山遺跡銀山地区(銀山、広根、南田原、村上)

史跡指定範囲：約19ha

史跡範囲の状況：史跡地の多くは山林から構成される。

土地所有状況：民有地：89.65%、町有地：10.35%(代官所跡、大坂口番所跡の一部)

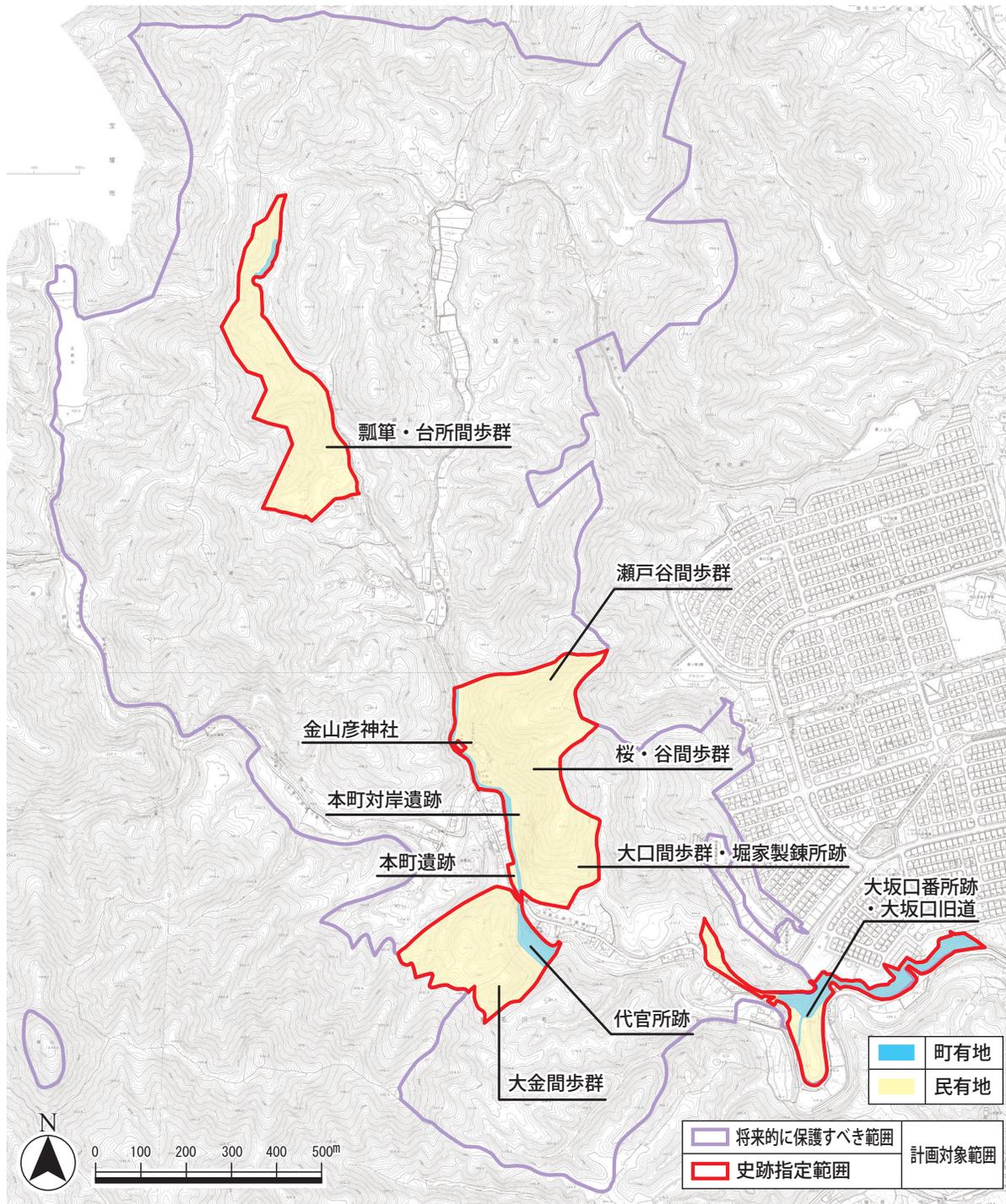


図1-4 史跡指定範囲及び土地所有状況図

## 第2節 史跡多田銀銅山遺跡保存活用計画

『保存活用計画』では多田銀銅山遺跡の価値を維持し次世代へと確実に継承していくため、史跡の本質的価値を明確にした上で、史跡を適切に保存・活用していくための基本方針やその方法、現状変更の取扱基準を示した（表1-4）。

史跡整備は、文化財保護法で定められた現状変更の規則を遵守しながら実施する。また、史跡地内での現状変更の取扱基準として表1-5にまとめた。

表1-4 史跡多田銀銅山遺跡保存活用計画の策定の目的と現状変更の取扱基準

保存活用計画策定の目的
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 史跡多田銀銅山遺跡が有する多様な価値を分析し、史跡の本質的価値とそれ以外の価値について、それぞれの構成要素を明確にする。</li><li>・ 史跡多田銀銅山遺跡を適切に保存し、次世代に継承していくための方針を定める。</li><li>・ 史跡多田銀銅山遺跡の保護を確実な方法をもって実現し、地域の文化の核となる保存・整備・活用のあり方を明示する。</li></ul>
計画発効日 平成30年（2018）4月1日
対象範囲 史跡多田銀銅山遺跡（猪名川町銀山、広根、白金） 及び追加指定予定範囲（銀山、広根、南田原、村上）
現状変更の規則
史跡指定地で現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為を計画するときには、文化財保護法第125条により、文化庁長官の許可を得る必要がある。また、同法第168条の規定に基づき、国の機関による現状変更等の場合には、文化庁長官の同意を求める必要がある。 なお、現状変更のうちで軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条第4項により兵庫県教育委員会が許可事務を行う。
史跡地内での現状変更の取扱基準
現状変更等の行為は上記に掲げたとおり文化財保護法および文化財保護法施行令に基づいて取扱う。各遺跡ごとの取扱基準については、土地利用条件等に応じて、表1-5に掲げた内容で取り扱うこととする。

表1-5 史跡地内での現状変更の取扱基準（『保存活用計画』に一部加筆）

遺跡名	①建築物	②工作物	③地形	④植物	⑤地下埋設物	⑥土石類の採取
	新築、増築、改築、改修、除却、色彩の変更	設置、改修、除却、色彩の変更	土地の掘削、切土・盛土等土地の形状変更	木竹の伐採、植栽、移植	設置、改修	表面採集を含む
大坂口番所跡 (大坂口旧道※1)	原則として認めない	史跡保護に関する看板等の設置 電線の改修、設置など公益上やむを得ない場合は事前協議を行う	②③に伴うもの以外は原則として認めない	【許可不要行為】 掘削を伴わない植生に関する行為：下草刈り、つる切り、枝打ち、病虫害防除等の定期的管理行為 枯損木、危険木の除去 遺構の保存、景観に影響を及ぼす樹木等の除去、間引き	電線の改修、設置など公益上やむを得ない場合は別途協議	原則として認めない
代官所跡	原則として認めない	史跡保護に関する看板等の設置 史跡の保護に伴う河川護岸は事前協議を行う	史跡の保護に伴う河川護岸については別途協議	【許可不要行為】 掘削を伴わない植生に関する行為：下草刈り、つる切り、枝打ち、病虫害防除等の定期的管理行為 枯損木、危険木の除去、遺構の保存、景観に影響を及ぼす樹木等の除去、間引き	史跡の保護に伴う排水施設整備は別途協議	原則として認めない
製錬遺跡 本町遺跡、本町対岸遺跡	原則として認めない	史跡保護に関する看板等の設置 史跡の保護に伴う河川護岸は事前協議を行う	原則として認めない	【許可不要行為】 掘削を伴わない植生に関する行為：下草刈り、つる切り、枝打ち、病虫害防除等の定期的管理行為 枯損木、危険木の除去、遺構の保存、景観に影響を及ぼす樹木等の除去、間引き 家庭菜園等	原則として認めない	原則として認めない
金山彦神社	既存の小規模建築物の改築、除却以外は原則として認めない	既存の小規模建築物（史跡を構成する建築物等を含む）の改築、除却以外は原則として認めない 【許可不要行為】 神社祭礼に伴う看板、のぼりなどの仮設の工作物の設置（掘削を伴わないもの）	①②に伴うもの以外は原則として認めない	【許可不要行為】 掘削を伴わない植生に関する行為：下草刈り、つる切り、枝打ち、病虫害防除等の定期的管理行為 枯損木、危険木の除去 遺構の保存、景観に影響を及ぼす樹木等の除去、間引き 境内での樹木剪定	防災設備の改修等 史跡の管理上、やむを得ない場合は別途協議	原則として認めない
採鉱場跡 大金間歩群、大口間歩群、桜・谷間歩群、瀬戸谷間歩群、瓢箪・台所間歩群、(堀家製錬所跡※2)	原則として認めない	史跡保護に関する看板等の設置 猪柵、わなの設置等獣害よけの設置は事前協議 【許可不要行為】 青木間歩前のベンチの改修	里道等山道の修復 【許可不要行為】 青木間歩坑道内の定期点検（崩落岩石などの除去）	【許可不要行為】 掘削を伴わない植生に関する行為：下草刈り、つる切り、枝打ち、病虫害防除等の定期的管理行為 枯損木、危険木の除去 遺構の保存、景観に影響を及ぼす樹木等の除去、間引き 遊歩道での剪定等	地下の電気設備の改修等がある場合、史跡の管理上、やむを得ない場合は別途協議	原則として認めない

※1 大坂口番所跡の史跡指定範囲に大坂口旧道を含む  
 ※2 大口間歩群の史跡指定範囲に堀家製錬所跡を含む

## 第3節 整備基本計画の策定

### 第1項 整備基本計画の策定

『整備基本計画』は、平成30年（2018）3月に策定した『保存活用計画』に基づき、史跡の具体的な整備内容や手続等を提示するために策定する。史跡整備は文化財保護法や関連法令で定められた現状変更等に対する保存管理基準を遵守するとともに、猪名川町における上位・関連計画の具体化や整合を図り、計画的に実施する。

### 第2項 上位計画・関連計画との関係（図1-5）

#### （1）上位計画

##### ①第五次猪名川町総合計画

猪名川町のまちづくり全体の指針となる計画で、本計画は教育・文化に関する施策の大綱である「こころ豊かな教育・文化のまち 猪名川」の実現のための施策の一つとして位置づけられる。また史跡多田銀銅山遺跡は本町における最初の国指定史跡であり、総合計画の「後期基本計画」（計画期間平成22年度～平成31年度）において特に取り組む5つの重点テーマのうち「地域資源「猪名川町らしさ」を活かしたまちづくり」を推進するうえで重要な資源となる。

##### ②猪名川町教育基本計画

猪名川町の教育の全般についてその振興の方針と施策をまとめたものである。猪名川教育の重点目標のひとつに「生涯学習社会の実現を支える社会教育の充実」を掲げており、その具体的な施策として文化財の保存・継承に努めるとしている。

##### ③猪名川町教育振興基本計画

「猪名川町教育基本計画」の内容を見直し、新たに「猪名川町教育振興基本計画」として策定されたものである。教育の基本目標のひとつに「生涯にわたる学びの支援と健康長寿を支えるスポーツの推進」を掲げており、その具体的な施策のひとつに「文化財の保存・活用と継承」が挙げられている。

##### ④史跡多田銀銅山遺跡保存活用計画

平成27年（2015）10月7日に国史跡に指定された多田銀銅山遺跡は、今後の取り組みを明確にしていくため、平成30年（2018）3月に『保存活用計画』を策定し、史跡の保存・活用を具体的に明記した。

#### （2）関連計画

##### 猪名川町観光振興基本計画

多田銀銅山遺跡の国史跡指定と、新名神高速道路の開通を契機に平成28年（2016）3月に策定された。計画では猪名川町の今後の地域創生の切り札のひとつとして、交流人口の拡大に積極的に取り組む姿勢を明確にした。観光振興を図るための先導的な役割を果たすための4つのリーディングプロジェクトのひとつに「多田銀銅山保存活用プロジェクト」が挙げられ、この中で多田銀銅山遺跡を活用する上での公開活用施設の整備等について検討するとしている。

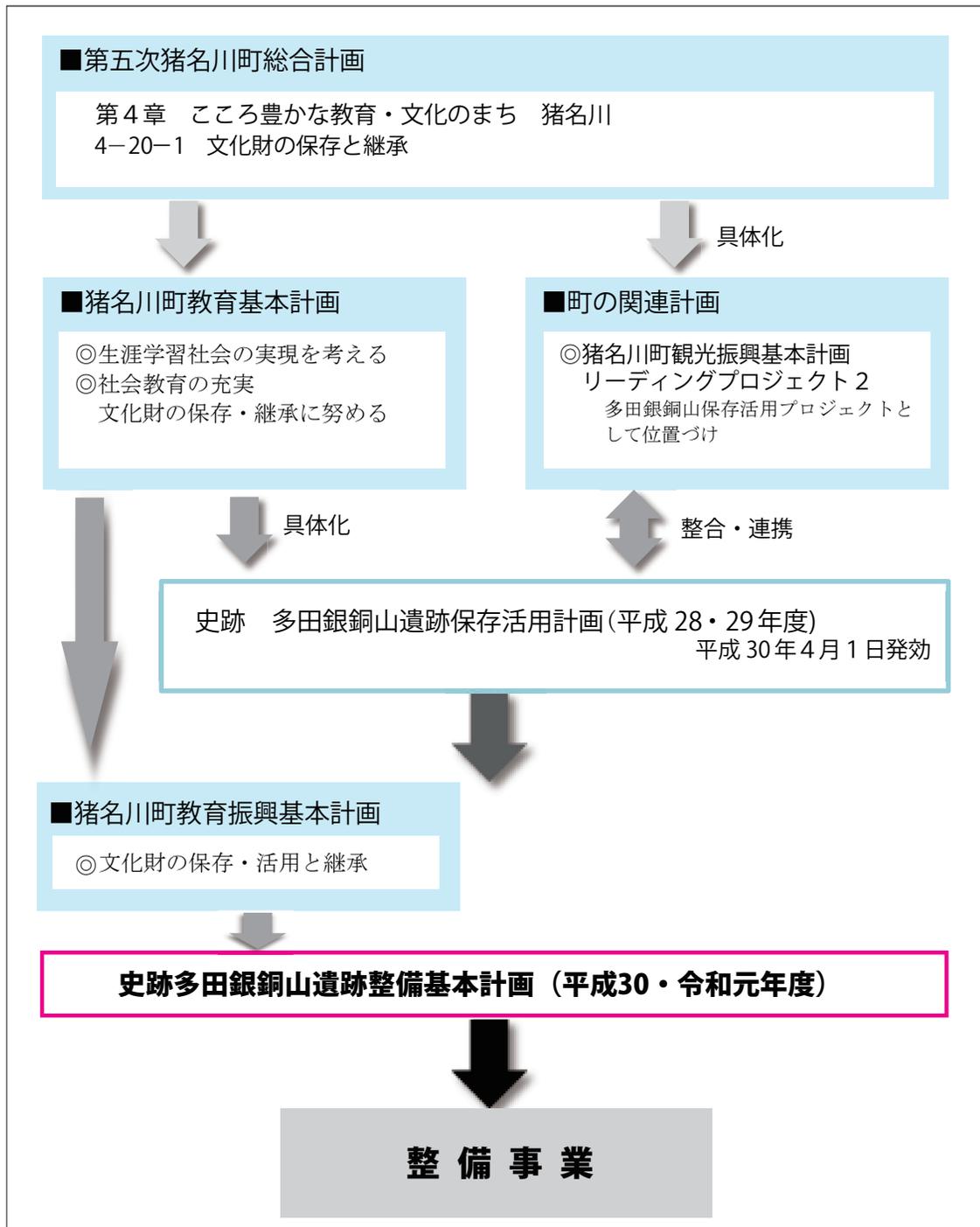


図1-5 関連計画との関係

### 第3項 整備の目標期間及び発効

本計画は、整備の基本的方向性を定めるものであり、今後、具体的な事業実施に向けて課題解決が求められる。なかでも本質的価値を損なうおそれのある課題に対しては最優先とするが、保存だけを重視すると史跡の活用を抑制してしまうことにもつながる。そのため、本計画では地区や構成要素ごとに優先順位を設け、保存と活用を両立させながら調和のとれた保護を目標とし、段階的かつ継続的に取り組む。事業計画については短期（～5年）、中期（6～10年）、長期（11年以降）の3段階に区分する。

発効日：令和2年（2020）4月1日

中期以降の整備内容や事業期間における経過観察等の調査結果は、上位計画及び今後の社会情勢など必要に応じて適宜見直しを図る。

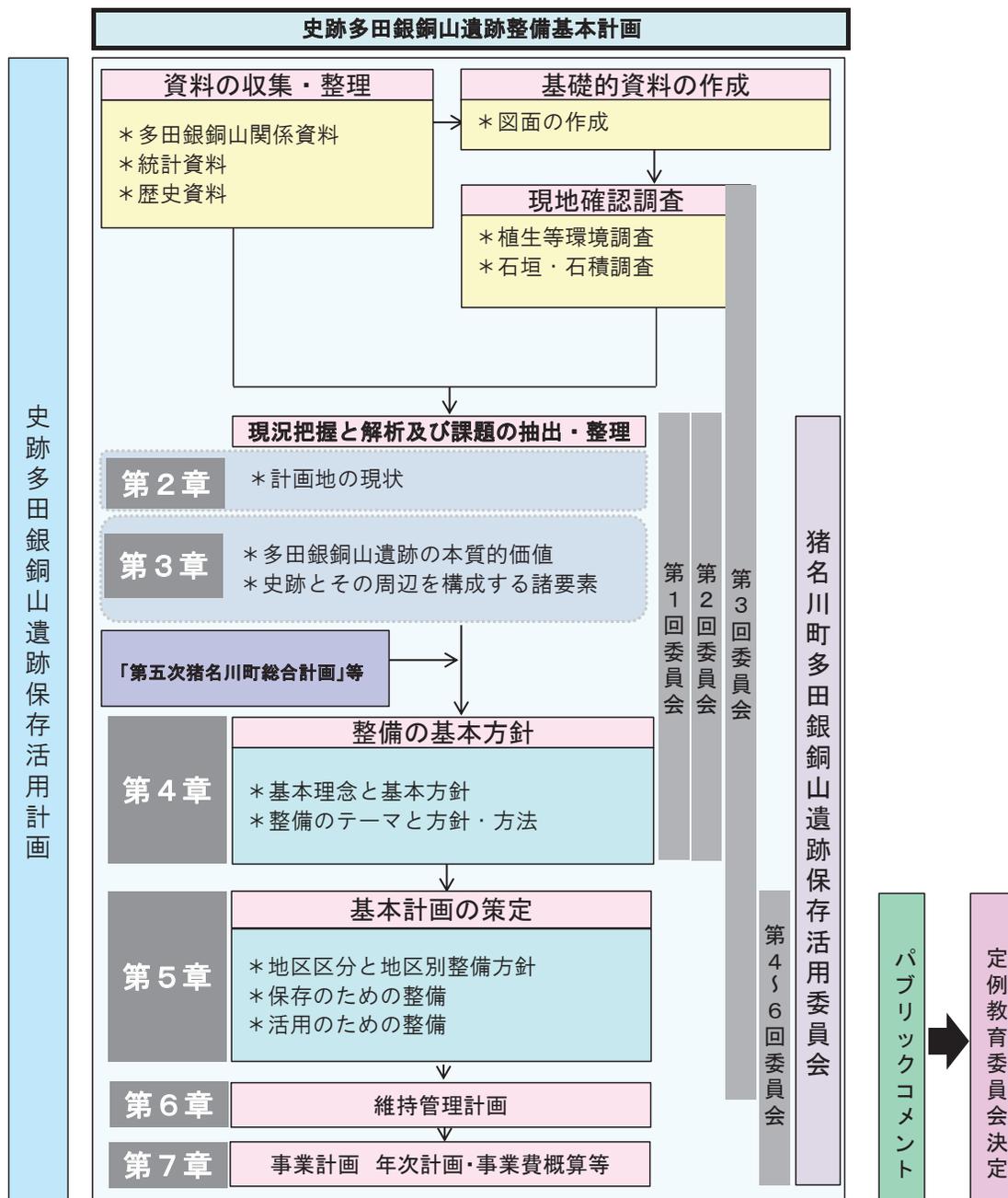


図1-6 計画の構成と策定までの工程

第1章  
整備基本計画策  
定の経緯と目的